
笠間市総合計画 基本構想(案)

平成19年1月

笠間市総合計画 目次

第1部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の構成と役割	
3. 計画の期間	
第2章 笠間市の歩みと概況	4
第3章 市民の期待	10
第4章 新時代に向けての笠間市の主な課題	14

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	18
第2章 まちづくりの目標	20
1. 将来像	
2. 将来指標	
3. 空間整備（土地利用）構想	
第3章 施策の大綱	30

■補足資料 用語の説明	38
-------------	----

第 1 部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、新しい笠間市づくりの指針となる計画です。

笠間市は、それぞれに違う特性を持った3つの市町が合併し、豊かな自然、歴史、文化、地場産業などの豊富な資源を有した広域交通の要衝となる新たな市としての一步を踏み出しました。

本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、多様化する価値観、高度情報化、環境問題への対応など、時代の大きな転換期にあります。また、地方分権の推進により地方自治体においても地域間競争に対応した創意・工夫に基づく自立的なまちづくりを行うことが求められています。

新しい笠間市が、だれもが誇りを持てるまち（市）としてさらに飛躍をしていくためには、市民と行政が手を取り合って、地域間競争を乗り越える自治の力を^{はぐく}育み、協働のまちづくりを推進していくことが重要になります。

この総合計画は、本市が今後どのような都市を目指していくのか、その方向性を示すもので、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針となるものです。

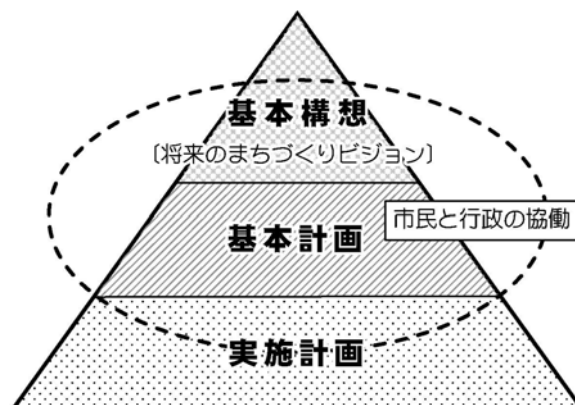
2. 計画の構成と役割

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

基本構想：市で最も上位にある計画であり、目指すべき将来像と、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市民と行政によるまちづくりの全般的な指針となるものです。（地方自治法第2条第4項）

基本計画：基本構想を実現するために、施策の大綱に基づいた部門別の主要な施策を定めるものです。

実施計画：基本計画の施策を、財政状況や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、計画的に実施するための事業計画となるものです。



3. 計画の期間

基本構想は10年、基本計画は5年、実施計画は3年を計画期間とします。

基本構想：10年間 平成19年度～平成28年度

基本計画：【前期】5年間 平成19年度～平成23年度

【後期】5年間 平成24年度～平成28年度

実施計画：3年間（毎年ローリング）



第2章 笠間市の歩みと概況

1. 位置・地勢

本市は首都東京から約100km、茨城県のほぼ中央に位置し、県都水戸に隣接する東西約20km、南北約25km、総面積240.25km²の広大な市域を有しています。

地勢は、北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、これらに囲まれた平坦な台地に笠間・友部・岩間の各市街地や農業地域が形成されています。また、本市の中央には涸沼川が貫流しています。

気候は、夏は気温・湿度共に高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。

本市には、JR常磐線や水戸線、国道50号、355号などの主要な鉄道・道路が交差しているほか、南北方向に常磐自動車道、東西方向に北関東自動車道が通り、スマートインターチェンジを含めて3カ所のインターチェンジが設置される交通の要衝であり、新たに北関東自動車道の延伸とそれに伴う笠間インターチェンジの供用開始により、交通の利便性はさらに高まっています。



2. 沿革

本市は明治時代の町制施行以降、町村合併を進めながら、昭和の大合併により、現在の笠間市を構成している旧笠間市、友部町、岩間町の3市町が誕生しました。

旧笠間市は、笠間稲荷神社の門前町としての歴史を生かした観光産業をはじめ、全国でも有数の生産地として知られる稲田みかげ石や笠間焼などの地場産業による観光、芸術文化のまちとして発展してきました。

友部町は、高速交通網や鉄道網など交通の要衝となっており、通勤・通学の利便性が高いことから住宅地の開発などが進むとともに、県立中央病院をはじめとする医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。

岩間町は、愛宕山などに代表される緑豊かな自然環境や歴史資源が豊富であることに加え、果樹などを中心とした農業、交通の利便性を生かした円滑な企業誘致が進んだ工業のまちとして発展してきました。

これまでは各市町の特色を生かしながら独自のまちづくりを進めてきましたが、市民の生活圏や行政需要の拡大、地域間競争への対応などを見据え、平成18年3月に3市町が合併し、現在の新しい笠間市となりました。

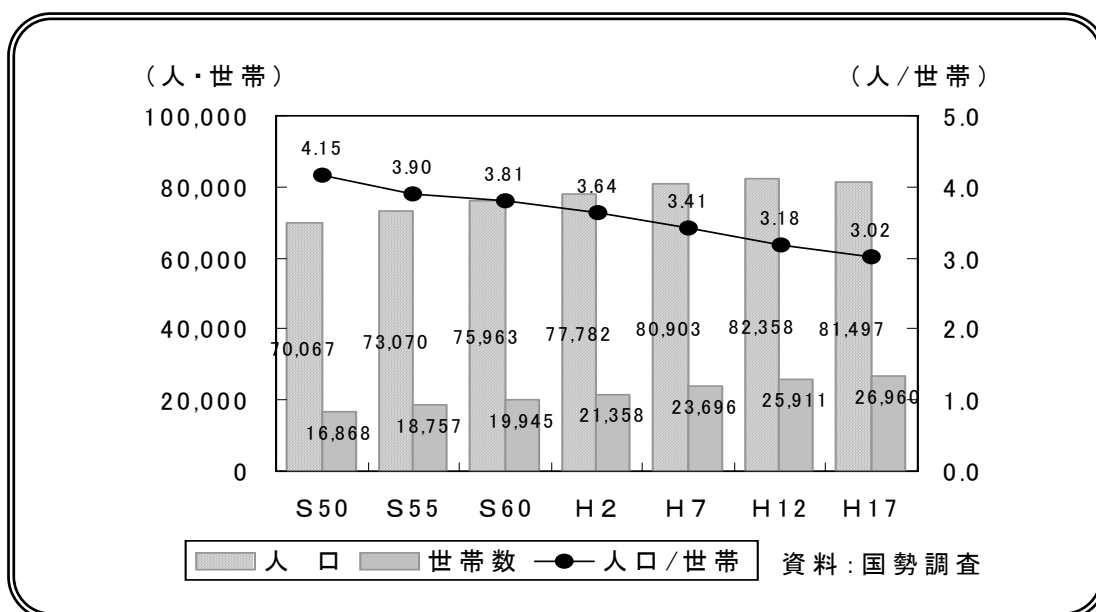
3. 人 口

本市の人口は、平成 17 年の国勢調査で、81,497 人となっており、昭和 55 年以降の増加傾向が、平成 12 年の 82,358 人をピークに減少に転じています。これは、出生数の減少、転出数の超過が要因となっています。

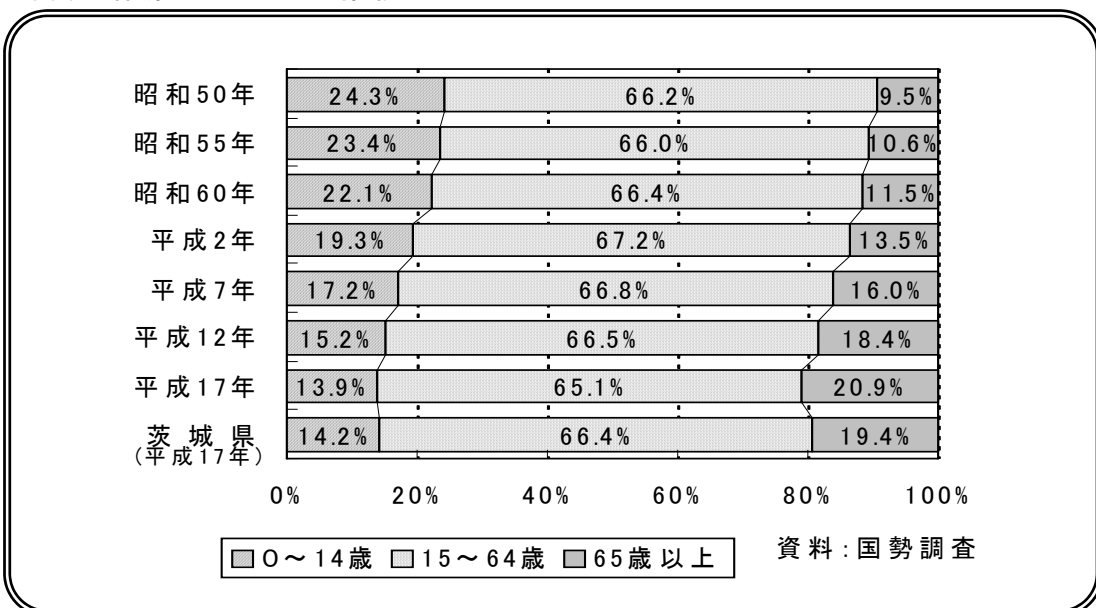
年齢別の人口をみると、0～14 歳の年少人口の減少に対し、65 歳以上の老年人口の増加が進んでおり、少子高齢化が確実に進行しています。

また、世帯数は平成 17 年 26,960 世帯と年々増加する傾向にある一方で、1 世帯当たりの世帯人員は 3.02 人と減少しており、核家族化が進行しています。

■人口・世帯数の推移



■年齢3階層別人口比の推移



4. 市民生活・産業

本市は、県都水戸に隣接する住宅都市としての性格を有しているとともに、周辺市町から集客する商圈や工業団地等雇用の場を有し、また、県立中央病院や市立病院、県立リハビリテーションセンターなどの医療・福祉施設が立地する副次的な都市となっています。

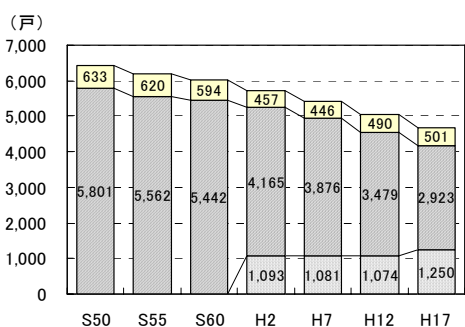
産業をみると、栗や菊を中心とした果樹や花きなどに代表される農林業をはじめ、各市街地における商業、工業団地に集積する工業、風土が育んだ窯業や石材業などの地場産業、自然環境や歴史的資源を背景とした観光業などが営まれています。

特に観光では、笠間稲荷神社や歴史を伝える名所旧跡、伝統工芸である笠間焼、茨城県陶芸美術館や笠間日動美術館など本市の誇る観光資源に加え、都市と農村の交流の場として注目されている笠間クラインガルテンや農業・陶芸の体験型観光、芸術文化イベントの誘致など新たな取り組みも進められており、広域交通基盤の整備を契機に農業や芸術文化と連携する交流型産業としてのさらなる展開が期待されています。

■ 農業の動向

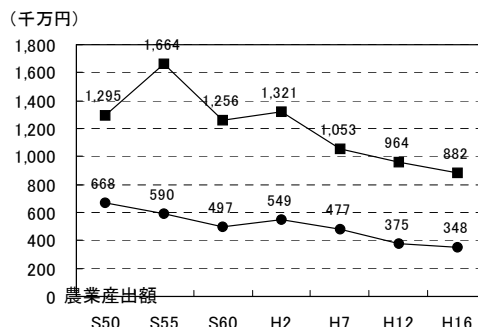
- ・ 専業農家及び兼業農家数は共に減少傾向にあり、近年では自給的農家数が増加傾向となっています。
- ・ 農業産出額及び生産農業所得は、共に減少傾向となっています。

〈農家戸数の推移〉



資料：農林業センサス

〈農業産出額・生産農業所得の推移〉



資料：生産農業所得統計

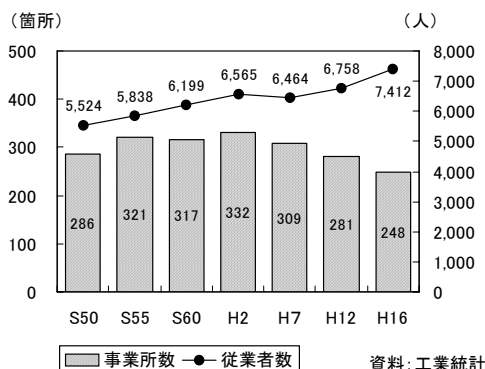
* 「自給的農家」・・・経営耕地面積が30ha未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

* 平成2年より自給的農家が区分されたことにより、昭和60年以前の数値を記載していません。

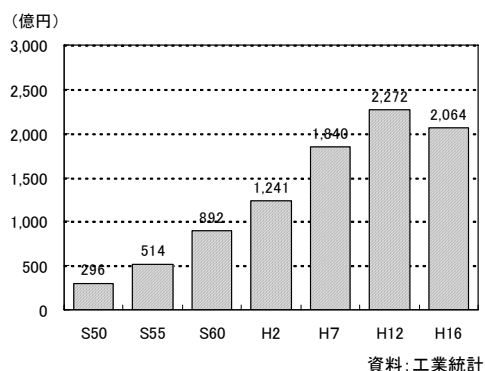
■工業の動向

- ・事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加の傾向となっています。
- ・製造品出荷額では増加傾向にありましたが、近年減少しています。

〈事業所・従業者数の推移〉



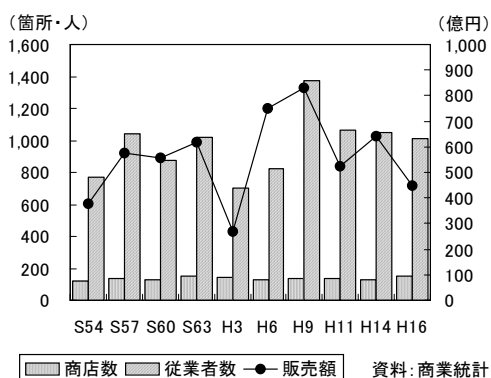
〈製造品出荷額の推移〉



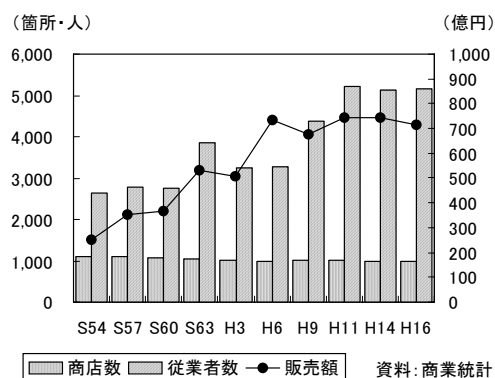
■商業の動向

- ・卸売業では、商店数は増加傾向にあるものの、従業者数及び販売額では近年減少傾向となっています。
- ・小売業では、商店数、従業者数及び販売額共にほぼ横ばい傾向となっています。

〈卸売業の推移〉



〈小売業の推移〉



5. 上位関連計画

(1) 新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」

平成 18 年 3 月に新たな県総合計画が策定されました。ここでは「茨城の資源や潜在力を磨き活用する」「県民が主体となってこれからの“いばらき”を共に創る^{つく}」の 2 つの基本姿勢を基に、「活力ある いばらき」「住みよい いばらき」「人が輝く いばらき」の 3 つの目標を掲げています。

笠間市は県央ゾーンに位置し、北関東自動車道や百里飛行場などの広域交通ネットワークを活用した新たな物流・産業拠点の形成や周遊観光を促進するとともに、地域特性を生かした農業や地場産業の振興を図り、活力ある産業圏の形成を目指すこととされています。また、県都水戸に隣接する利便性を生かし、豊かな自然と共生した生活圏づくりや広大な森林、溪流などの自然を生かした体験観光の促進など、魅力ある交流空間の形成を目指す地域として位置づけられています。

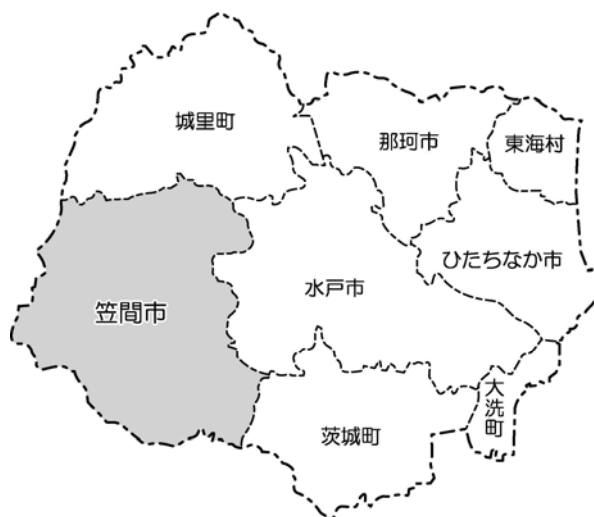
また、県央ゾーンをはじめとして県北山間ゾーン、県北臨海ゾーンの 3 つのゾーンからなる北部広域連携圏の都市として、21 世紀の我が国を先導する先端産業地域と北関東の新たな物流・産業拠点の形成、県北からの新しいライフスタイルの発信や自然・歴史等の活用による首都圏を代表する交流・二地域居住空間の形成、安心・安全で快適に暮らせる生活環境圏の形成及び県都水戸・ひたちなか地区を中心とした中核都市圏の形成が期待されています。



(2) 水戸地方広域市町村圏計画 後期基本計画

水戸地方広域市町村圏は、水戸市をはじめとする4市3町1村の8市町村から構成されています。

※現在策定中（平成19年2月決定予定）のため、決定後、内容を掲載します。

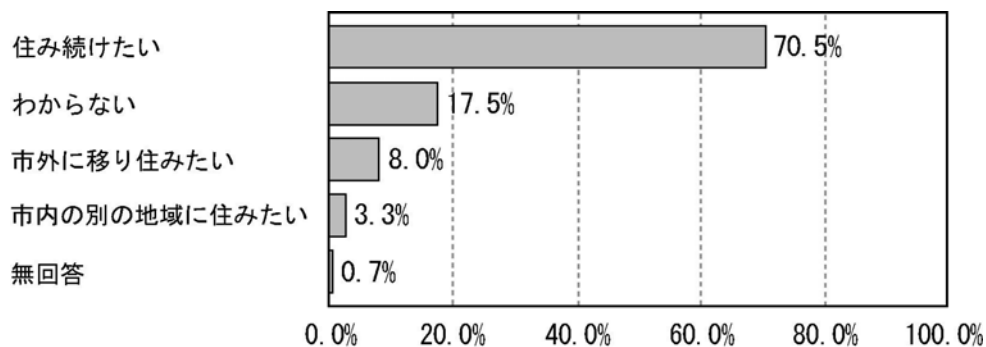


第3章 市民の期待

総合計画の策定にあたり、新しい笠間市づくりに向けての市民の意向を把握し、計画に反映させるため、平成18年9月に5,000人（回答者数1,693人）の市民の方を対象にしたアンケート調査などを実施しました。

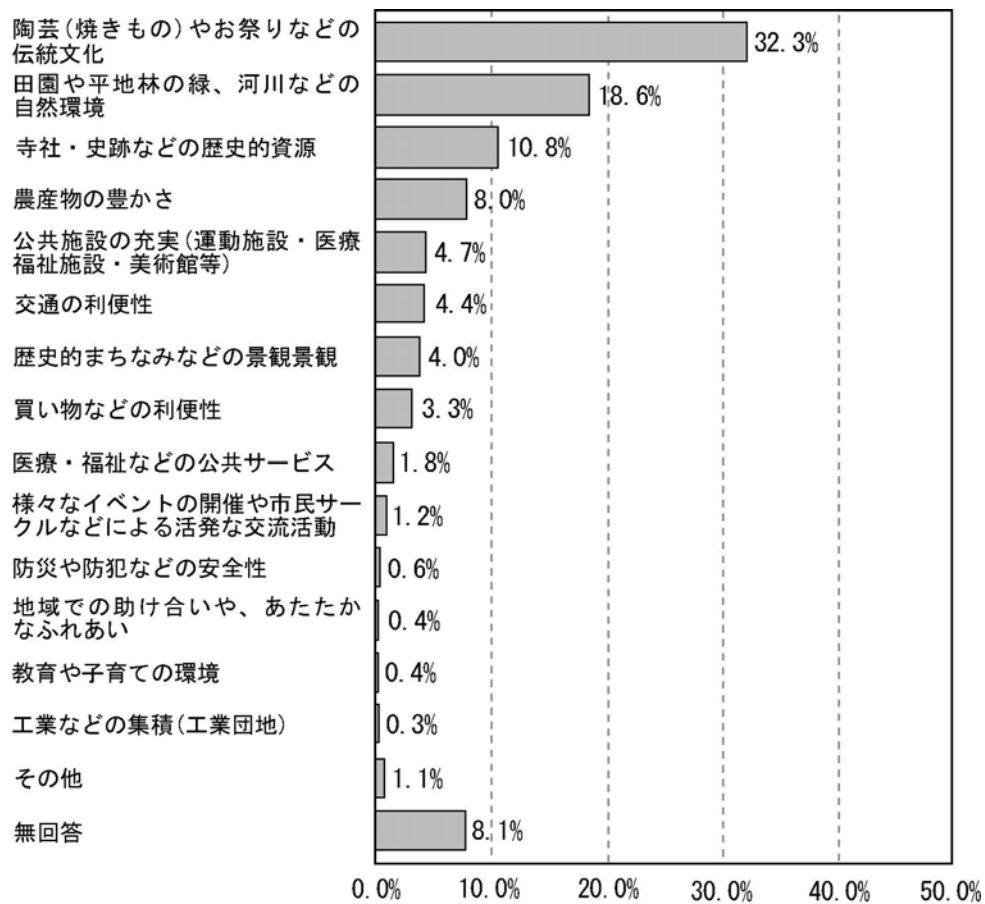
7割を超える人が笠間市に住み続けたいと思っています。

- ・ 定住意向については、「住み続けたい」が70.5%、「市内の別の地区に住みたい」が3.3%と7割を超える人が笠間市に住み続けたいと思っています。



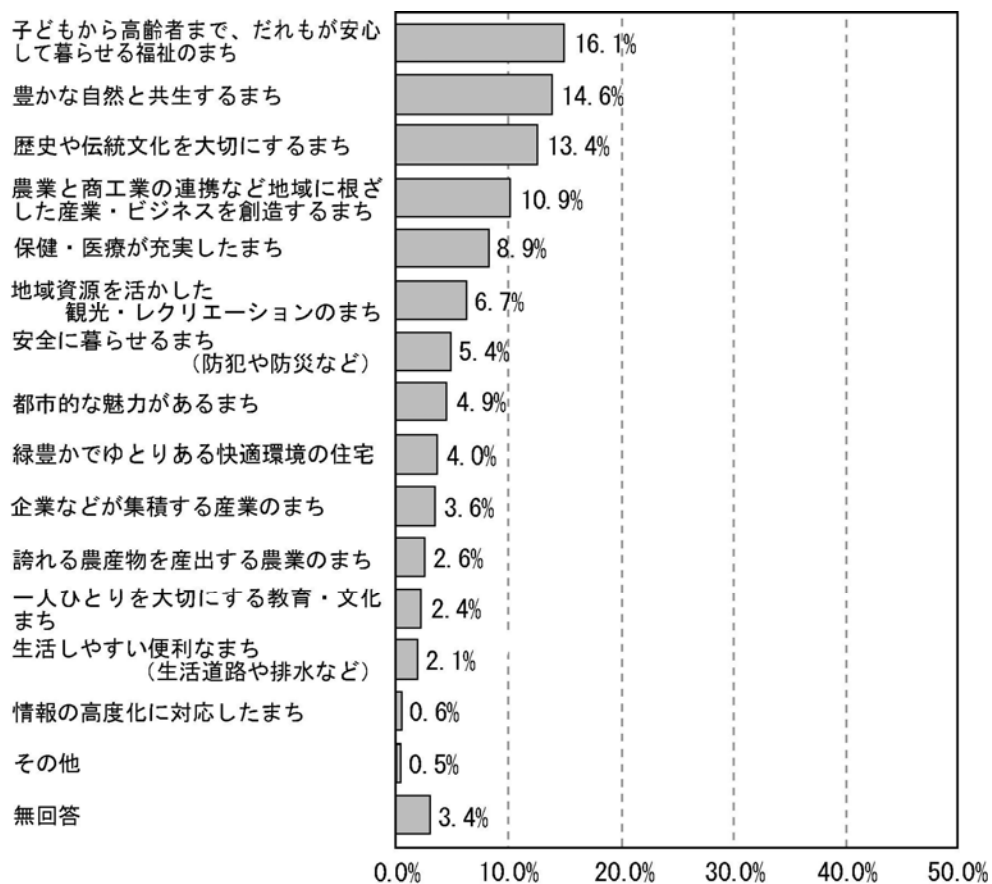
陶芸やお祭りなどの伝統文化や豊かな自然環境が、
笠間市の誇りとなっています。

- ・市の誇りについては、「陶芸（焼きもの）やお祭りなどの伝統文化」が 32.3% と最も高く、次いで「田園や平地林の緑、河川などの自然環境」が 18.6%、「寺社・史跡などの歴史的資源」が 10.8%、「農産物の豊かさ」8.0%とその他の項目に比べて高くなっています。



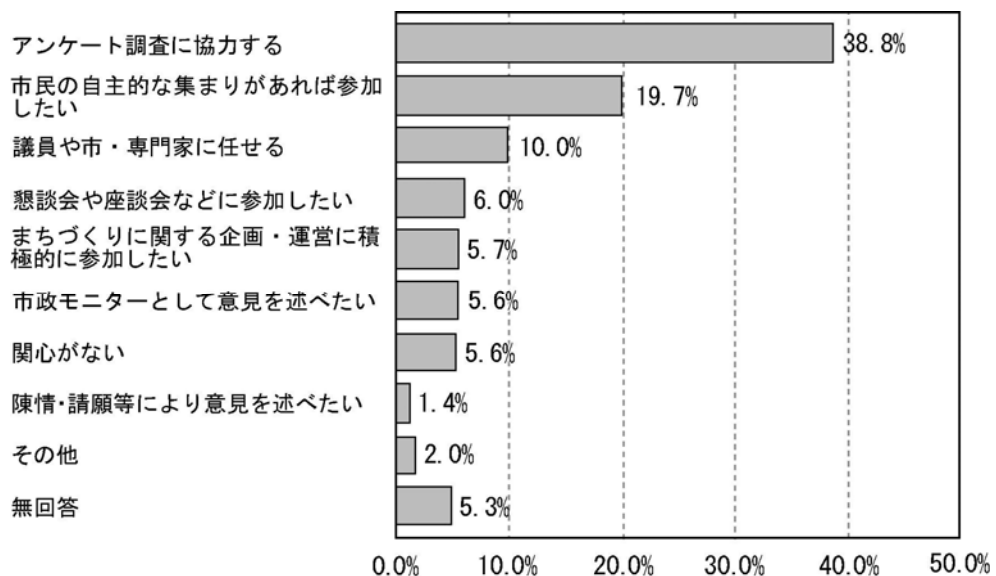
歴史や伝統文化を大切にしながら、
豊かな自然と共生し、だれもが安心して暮らせるまちが
笠間市の将来像として期待されています。

- ・市の将来像については、「子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる福祉のまち」が16.1%と最も高く、次いで「豊かな自然と共生するまち」14.6%、「歴史や伝統文化を大切に作るまち」13.4%、「農業と商工業の連携など地域に根ざした産業・ビジネスを創造するまち」10.9%、「保健・医療が充実したまち」8.9%の順となっています。



約4割の人が市政への積極的な参加意向を示しています。

- ・市民の市政への参加意欲では、「アンケート調査に協力する」が38.8%と最も高く、次いで「市民の自主的な集まりがあれば参加したい」19.7%、「議員や市・専門家に任せる」10.0%の順になっています。
- ・「市民の自主的な集まりへの参加や座談会・懇談会」などへの参加、「市政モニターや陳情・請願による意見」「まちづくりに関する企画・運営への参加」などの市政への積極的な参加が約4割を占め、アンケート調査への協力による参加も含めると約8割の人が市政への参加意向を示しています。



第4章 新時代に向けての笠間市の主な課題

これからのまちづくりの主な課題を整理します。

笠間市では、大きな転換期にある時代の流れの中で、北関東自動車道などの広域的な交通基盤の整備が進み、新たな発展の契機を迎えています。しかし、一方では、近年人口が減少傾向に転じ、少子高齢化の急速な進行や産業の停滞傾向が続いています。また、地域における防犯、福祉活動などの安心できる新しい地域の在り方なども問われています。

このような状況を踏まえ、交通条件などの優位性を生かし、個性や魅力を高める新しい活力や産業を育て、だれもが暮らしやすい地域に根づいたまちづくりを進めていく必要があります。次の点を主な課題として整理します。

1. 立地条件や交通条件の効果的な活用

新茨城県総合計画では、北関東自動車道などの広域交通網を活用し、新たな物流や産業拠点の形成、観光、農業、地場産業の振興を図り、活力ある産業圏を形成するとともに、県都水戸に隣接する利便性を生かし、自然と共生した生活圏や魅力ある交流空間を形成していくことが期待されています。

本市は、茨城県のほぼ中央に位置し、主要な交通の要衝となる立地・交通条件に、広域交通網を受け止める拠点などの基盤整備や文化・芸術、農業、地場産業などの豊富な資源を生かすことにより、その効果を高めていくことが求められます。

2. 魅力を高める空間構造の形成

本市は、「街」と「里」と「森」という特色ある都市空間からなり、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地と生活圏、そして美しい山々と集落地などを有しており、特に、豊かな自然や田園の環境は、伝統文化とともに市民の誇りとなっています。こうした恵まれた環境を生かし、交流の推進基盤としての役割も踏まえながら、笠間固有の魅力ある都市空間・景観を守り育てていくことが重要です。

特に、インターチェンジ周辺等の拠点や幹線道路の整備とあわせて、周辺の土地利用を適正に規制していくとともに、各地区の特性に応じた魅力ある市街地や地域の環境形成の在り方なども含めて検討する必要があります。

また、市街地を中心とした人にやさしい交通環境を整備していくことが求められます。

3. 地域の豊かさを育む産業の活性化

本市では、観光、農林業、商業、工業、窯業・石材業等の地場産業など、多彩な産業が育まれてきましたが、近年、各産業は停滞傾向にあるため、交通基盤の整備等を契機として、観光を軸とした産業間の連携や拠点整備などによる新たな企業の立地などを促していく必要があります。また、こうした多彩な産業の振興や豊富な資源の活用を通して、いかに笠間独自の豊かさの創造につなげていくかが課題です。

豊かな農作物のブランド力をさらに高め、地産地消やグリーンツーリズムなどへ発展的に展開するとともに、石材や木材等の新たな価値の創出や、身近な生活の利便性や安らぎを高める新しい生業の創造などを、拠点整備などと連動させながら進めていくことが重要であり、その実現のための人材、組織、仕組みの在り方など、具体的な手立てを明らかにすることが求められます。

4. 人口減少、少子高齢化への対応

計画策定にあたって実施した市民アンケート調査の結果では、今後とも笠間市に住み続けたいと思う人が7割を超え、高い定住意識を示しています。しかし、本市の人口は、減少に転じており、あわせて少子高齢化も進行しています。

これからも笠間市に住み続けたいという市民の気持ちを大切に、少子高齢化への対応をはじめ、生活の利便性や生活環境、雇用、教育などさまざまな分野にわたる総合的な定住政策を進めるとともに、広域交通網を生かした産業開発等を通じて、新しい人々の受け皿づくりなどを展開することが求められます。

5. 保健・医療、福祉環境の整備

少子高齢化が進む中で、子どもからお年寄りまで、だれもが健やかに安心して生涯を送ることができる環境とシステムを築くことが大切です。市民アンケート調査の結果では、笠間市が将来どのようなまちになって欲しいかという問いに対して、「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」が第1位となっています。

少子高齢化はこれからもさらに進むことが予想されます。みんなでこうした問題について考え、真に、子どもを安心して産み育て、生涯現役で生き生きと住み続けることができる地域づくりを進める必要があります。そして、本市に立地する医療福祉施設などを生かし、近年の福祉関連における法制度の改正などを踏まえながら、具体的な方策を検討し、実践することが求められます。

6. 豊かな文化の発展的な継承と発信

本市では、子どもの学力とたくましさを育む教育をはじめ、身近な地域をもっと知り、学ぼうという地域に根ざした学習活動や、陶芸、国際音楽アカデミーなどの多彩な芸術文化活動が活発に行われています。こうした活動を発展的に広げながら、地域の中で子どもたちが健やかに育ち、成長の段階に応じた学習を実現できるよう、地域全体で人を育てる環境を整えていく必要があります。教育の質を大切にし、自らの主体的な学習意欲を尊重した豊かな教育環境と人づくりの仕組みを充実させ、明日の担い手となる人づくりを進めていくことが大切です。

今日の笠間の文化を育んできた風土は、こうした人づくりの大切な土壌でもあります。この風土を大切にし、次代を担う人づくりを通して、笠間固有の文化の魅力をさらに高め、そのすばらしさを国内外に発信していくことが求められます。

7. 自治を実践する市民と行政の関係構築

これまでの市民生活は、自治会などの身近な地域コミュニティによって支えられてきました。しかし、近年では、核家族化や価値観の多様化などが進み、こうした従来の地域を支える仕組みが働きにくくなってきています。全国的にも、子どもやお年寄りなどへの虐待をはじめとする予想し得ない犯罪や事故などが発生しています。少子化に伴う人口の減少が全国的に進みつつある中で、防犯、福祉などにおける新しい地域の力をいかに創造していくかが大切です。

一方、市政においては、地方分権の流れを踏まえ、市民に最も身近な自治体として、こうした新しい地域の仕組みづくりと連動させて、自己決定・自己責任を基本とした自立的なまちづくりを目指す必要があります。また、新市としての諸施策・制度等を早期に調整し、行財政を効率化するとともに、自立的なまちづくりに向けて、市民と行政との自治意識の共有化とその実践のためのルールや体制を整えていくことが求められます。

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

基本方針のもとで、新しい笠間市づくりを進めます。

新たな時代に向けて、笠間市は歩み出しました。

社会経済環境は、地方分権型社会への移行、人口減少、グローバル化の進展など、大きな転換期にあります。そして、この環境の変化は、質・量・スピードが一体となって、新たな需要を生みながら進み続けており、全ての自治体において、変化に対応するために戦略性を持った独自性、自立性の高いまちづくり、行政運営を行っていくことが求められています。

本市は、豊かな自然や風土に育まれた文化・芸術、産業が息づき、また、広域交通の要衝となる立地・交通条件といったさらなる発展につながる豊富な資源があふれており、これらの資源を生かすことで、独自性、自立性の高いまちとして飛躍を遂げる可能性を持っています。

今後は、「市民」と「行政」が目標や課題を共有し、かつ互いの役割を認識しながら、一体となって行動していく必要があります。さらには、これまでの行政運営を再度、足元から見直し、スピード感、創意と工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点も重要な要素となります。

この「市民と行政の連携と協働」によるまちづくり、行政運営を強力に推進していくために、次の3つを基本方針として「市民」と「行政」が共有し、この方針のもとに将来像を定め、その実現に向けた政策を展開していきます。

【基本方針】

1 「にぎわいの創造」

- ・豊かな地域の資源を生かし、産業をはじめとする笠間固有の魅力と生き生きとした活力を育み、みんなが誇れるまちづくりを大切にします。
- ・地域の特性とバランスに配慮し、一体感を育み、住む人訪れる人、みんなに愛されるまちづくりを大切にします。

2 「やさしさの創造」

- ・市民一人ひとりが尊重され、公平・公正を基本に互いに手を携えて自治を育むまちづくりを大切にします。
- ・ユニバーサルデザインの精神を基本に、だれもが健やかに暮らせるまちづくりを大切にします。

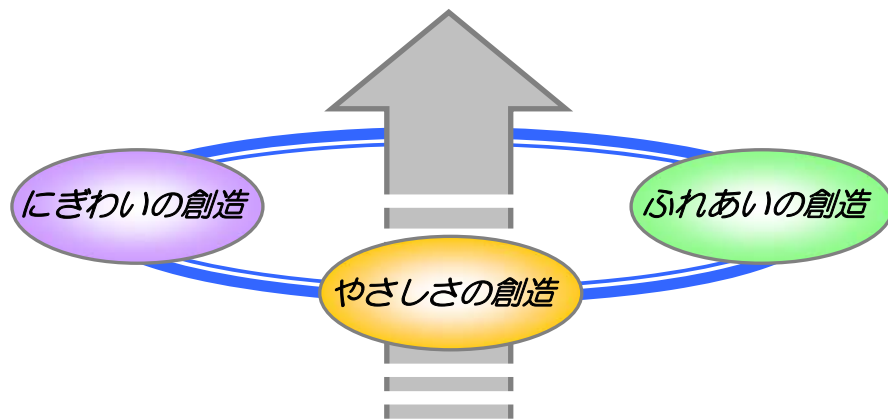
3 「ふれあいの創造」

- ・身近な地域から市内外まで、“笠間”に愛着を持った人々のふれあいを広げていくまちづくりを大切にします。
- ・ふれあいを通して豊かな文化を育み、魅力的な地域の情報を国内外に発信し続けることができるまちづくりを大切にします。

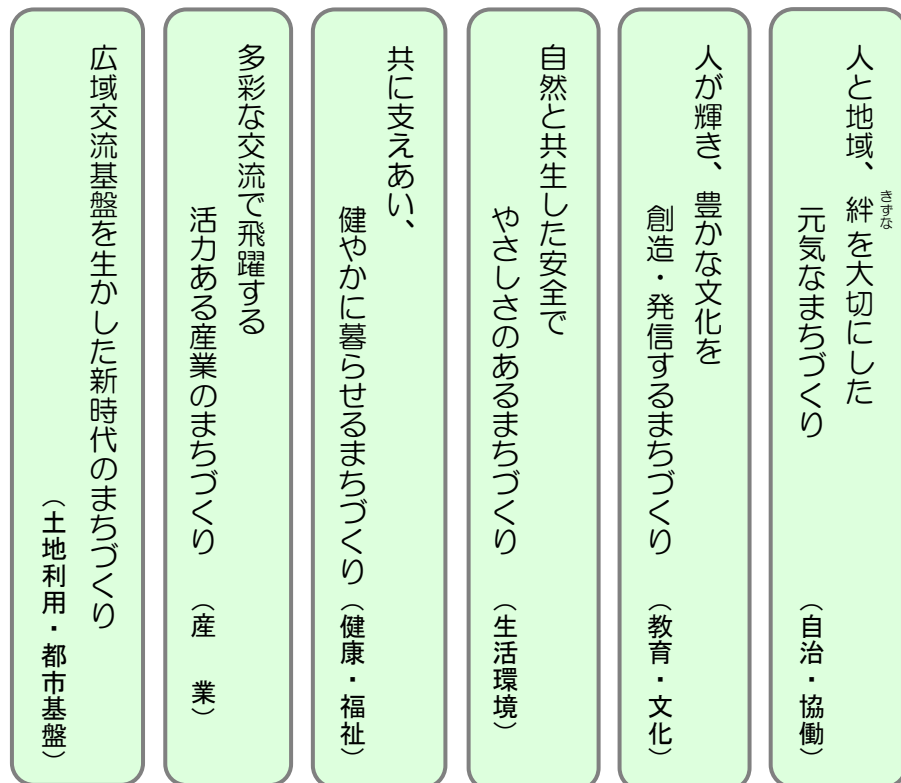
将来像

住みよいまち 訪れてよいまち 笠間
～ みんなで創^{つく}る 文化交流都市 ～

基本方針



将来像を実現するための6つの柱（施策の大綱）



第2章 まちづくりの目標

1. 将来像

基本方針にもとづき、21世紀の展望とさまざまな発展可能性を踏まえ、将来像を次のように定めます。

「 住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 」 ～ みんなで創る 文化^{つく}交流都市 ～

笠間市では、自然豊かな美しい風土の中で、多くの先人達の努力により「街」「里」「森」の特性に応じた多彩な仕事や暮らしが営まれ、豊かな歴史と文化・芸術の土壌が育まれてきました。

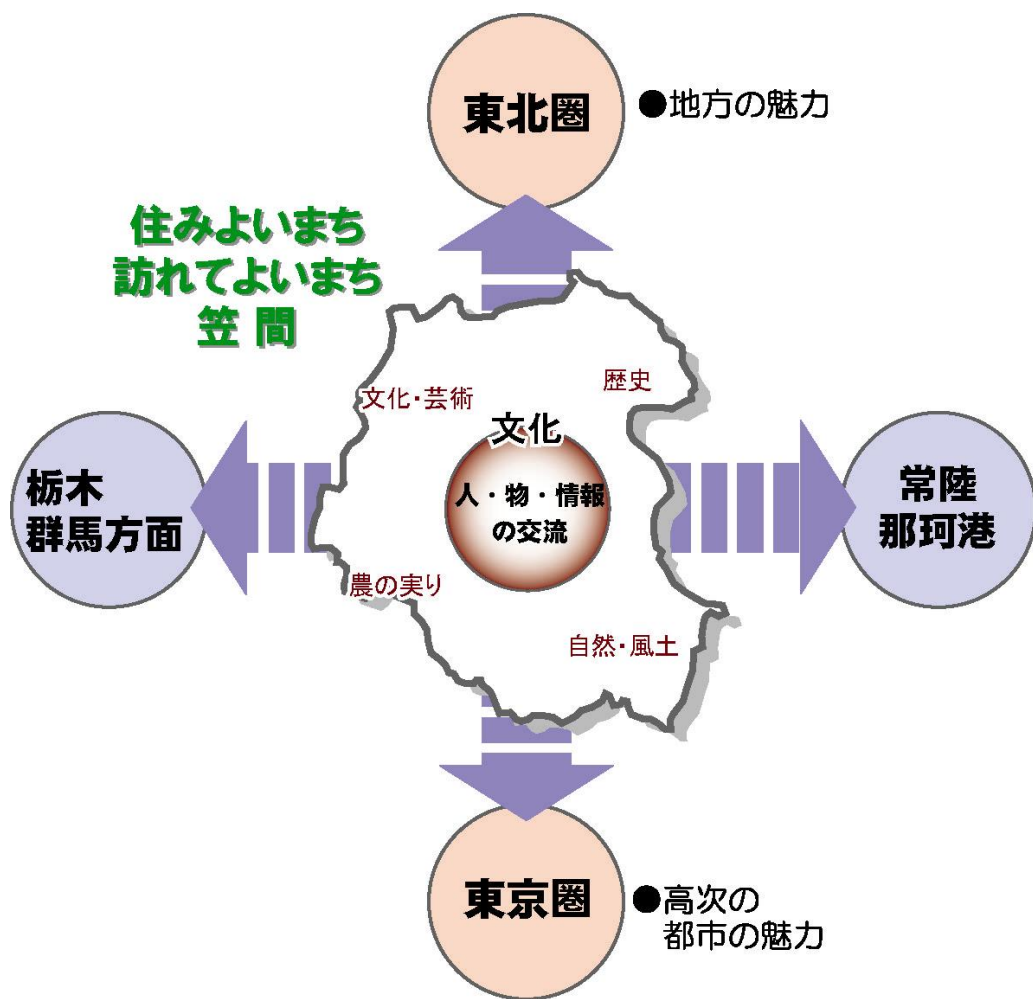
そして今、高速道路をはじめとする広域交通網の整備により、21世紀にふさわしい「陸」・「海」・「空」を結ぶ地域として、さらなる発展の時期を迎えています。常陸那珂港から栃木・群馬方面、そして東京圏と東北圏を結ぶ交通の要衝となり、広域的な人・物・情報の交流は活発化し、海と山の恵みや、高次の都市と地方の魅力に気軽に出会い・ふれあえるまちとしての機能が飛躍的に高まります。

これからのまちづくりでは、豊かな農の恵みをはじめ、歴史、文化・芸術、そしてこれらを育んできた風土などを生かし、新しい交流や豊かでゆとりある暮らしを創造・発信していくことが大切であると考えます。

この将来像は、市民をはじめ、本市にかかわりを持つ人が手を携え、さまざまな交流を発展的に展開していく中で、恵まれた地域資源に磨きをかけ、新たな価値を創出することなどにより、健やかな文化交流都市、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指すものです。

*この将来像は、旧笠間市・友部町・岩間町の合併時に策定された「新市まちづくり計画」の将来像を踏襲するものです。

《概念図》



＜将来像を実現するための6つの柱（施策の大綱）＞

将来像の実現に向けて、次の6つの柱（施策の大綱）を定めます。

① 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）

恵まれた交通環境と地理的特性を最大限に生かし、活発な交流を支える美しく機能的な都市空間を形成します。

② 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）

笠間の風土が息づくさまざまな交流を広げ、市民の豊かな暮らしにつながる活力ある産業の振興を図ります。

③ 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）

支えあう心を大切にし、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

④ 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）

豊かな自然との共生を基本として、だれもが安全にゆとりを持って暮らせるやさしさに包まれた環境をつくります。

⑤ 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）

歴史や文化を育んできた風土を大切にし、次代を担う人づくりを進め、創造・発信する豊かな文化を育みます。

⑥ 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）

一人ひとりを大切にし、市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践します。

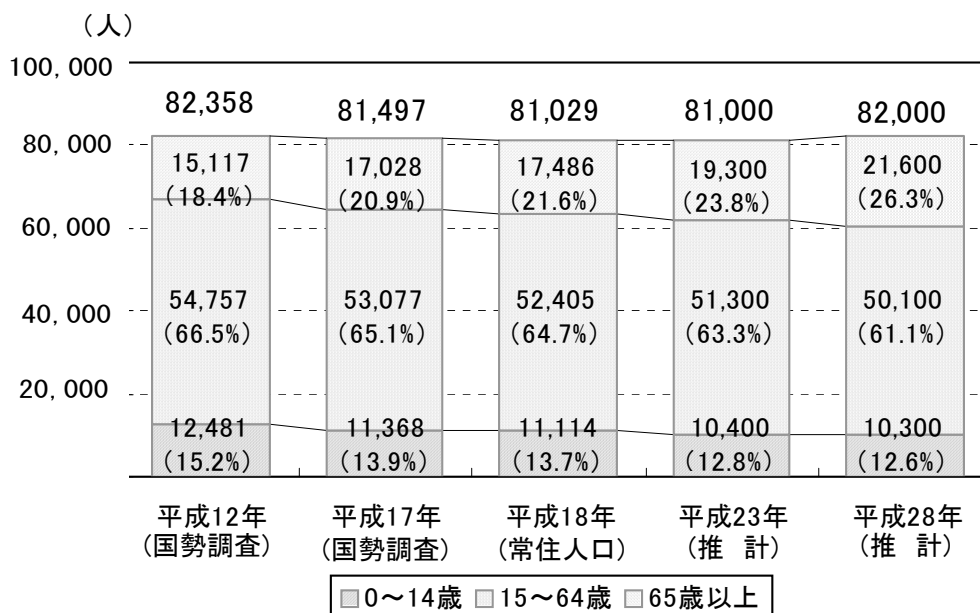
2. 将来指標

本市の人口は、平成12年に82,358人に達したものの、平成17年には81,497人、計画策定時の平成18年10月1日現在（常住人口）では81,029人と減少傾向が続いています。この傾向は、自然動態の減少だけでなく転出超過に伴う社会減が要因となっており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

一方、本市においては、北関東自動車道とそのインターチェンジの建設など広域的な交通網や駅周辺整備が進められており、これらを契機に、市内幹線道路をはじめとする骨格的道路の整備や広域的交流拠点などの整備を効果的に推進することにより、第2次・第3次産業等の新たな産業立地を推進していくことが期待されます。

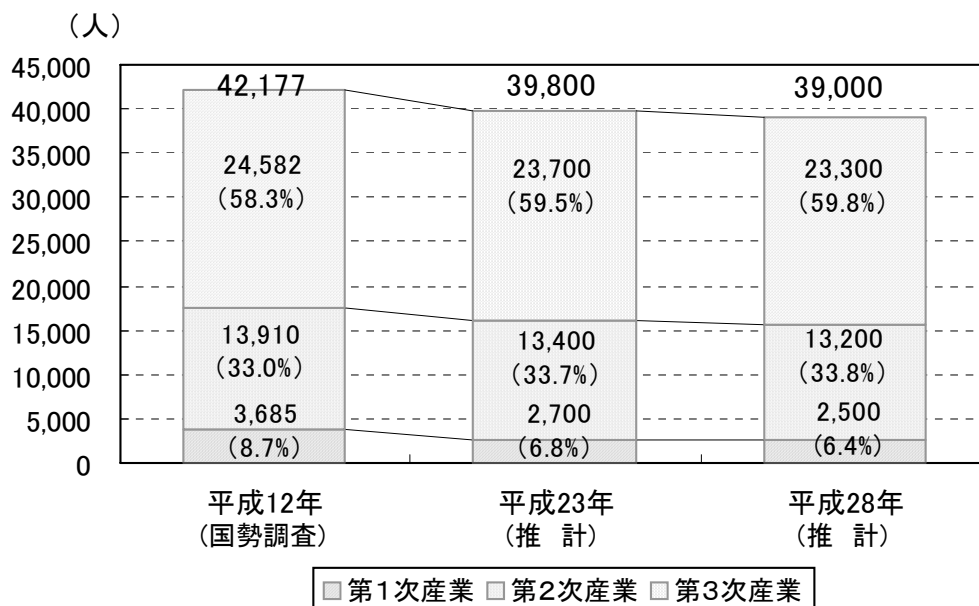
こうした新たな産業開発などに伴う付加人口を受け止め定住を促していくため、魅力ある居住空間の整備誘導などの住宅政策を展開するとともに、子育て支援や地域福祉の充実、安心・安全なまちづくりの推進など、笠間独自の住む魅力を創造していくことで、将来人口を平成23年には81,000人、平成28年には82,000人と想定します。

【3階層人口推計】



※平成12年、平成17年及び平成18年における3階層人口では、年齢不詳（平成12年：3人、平成17年：24人、平成18年：24人）は含まず、総数のみに加算して表記しています。

【就業人口推計】



※平成17年の国勢調査の数値は、調査結果が確定次第、掲載予定です。

3. 空間整備（土地利用）構想

（1）基本的な考え方

本市は、にぎわいと潤いのある「街」、自然とともに豊かな恵みを育む「里」、美しい山々の緑からなる「森」で構成され、これらにより、癒しを感じ、健康を育み、知的欲求を刺激する独自の空間が形成されています。

今後、将来像の実現に向けて、期待される都市機能を適切に受け止めながら、自然豊かな本市の風土に根ざし、環境共生の視点を基本として、次の4つの方針に基づき魅力ある都市空間構造を形成します。

《整備方針》

- ① 3つのゾーンからなる基本的な都市空間構造を際立たせる
- ② 広域交流を適切に受け止める都市構造をつくる
- ③ 生活圏に応じた地区構造と都市の一体性を高める構造をつくる
- ④ 笠間らしい美しい景観を保全する

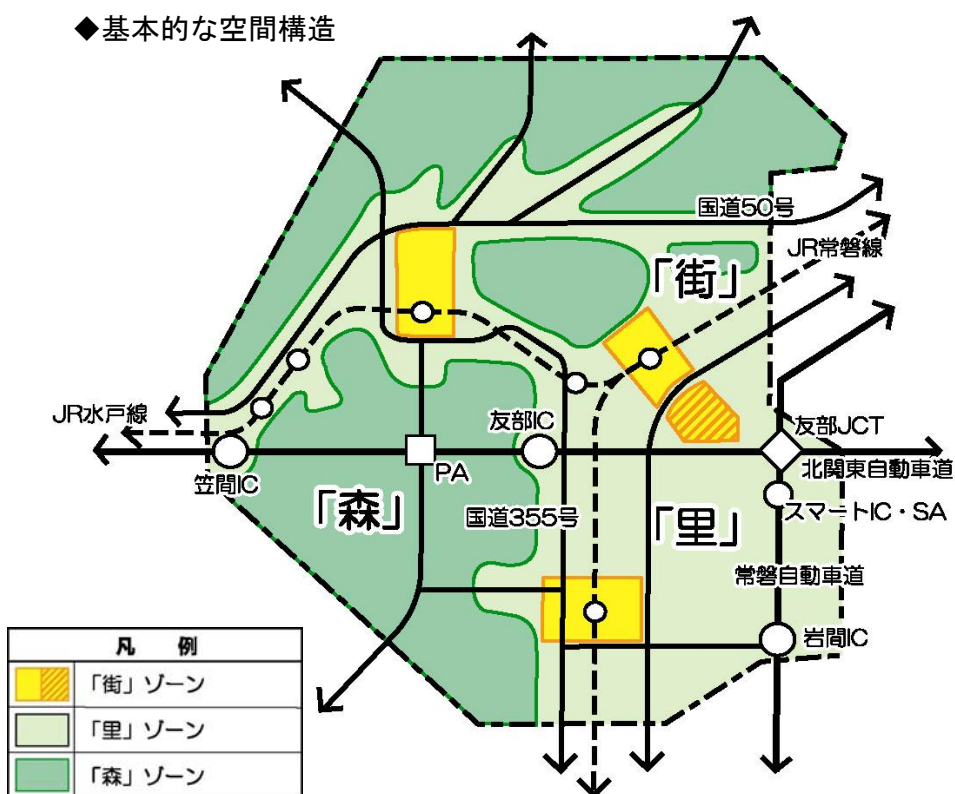
なお、その推進にあたっては、地域の土地、環境を学び、知り、地域の魅力や力を高めるまちづくり方針を明らかにし、ルールに基づき土地の利用を管理していきます。

(2) 整備方針

① 3つのゾーンからなる基本的な都市空間構造を際立たせる

○ 「街」「里」「森」の土地利用ゾーン

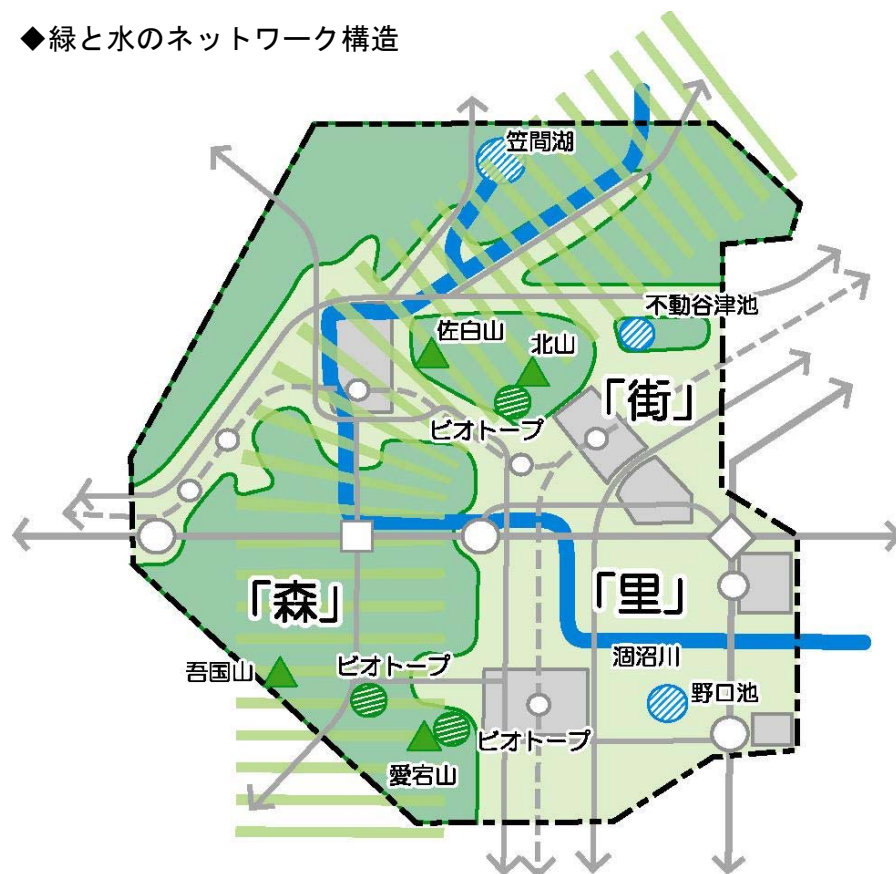
- ・「街」ゾーン：笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地を位置づけます。本市の玄関口にふさわしい友部地区の街づくりをはじめ、笠間地区の歴史と文化の街、岩間地区の緑と活力の共生する街といった地区特性に応じた魅力ある街を形成します。また、市街化が進行する友部地区東部などについては、交通利便性を生かし、緑の中のゆとりある良好な居住環境の形成に努めます。
- ・「里」ゾーン：農業振興地域の農地や集落地を中心として位置づけます。良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境を整えるとともに、拠点地区の周辺や幹線道路の沿道などの適正な市街化の規制誘導を図ります。
- ・「森」ゾーン：自然公園をはじめとする山々の緑地地域を位置づけます。豊かな自然を維持しながら、観光レクリエーションや憩いの場としての活用を図ります。



○緑と水のネットワーク構造の形成

・酒沼川をはじめとする河川や森を縁取る斜面に連なる緑は、笠間・友部・岩間の3地区をつなぎ、本市の豊かな緑と水の骨格となっているとともに、人々の憩いやふれあい、学習の場ともなる貴重な自然空間を形成しています。こうした、森林や水辺の持つ安らぎや癒しの機能を、笠間らしい健やかな風土の維持・創造や魅力づくりに生かしていくため、森林や河川の保全と積極的な環境整備により、緑と水のネットワーク構造を形成していきます。

◆緑と水のネットワーク構造

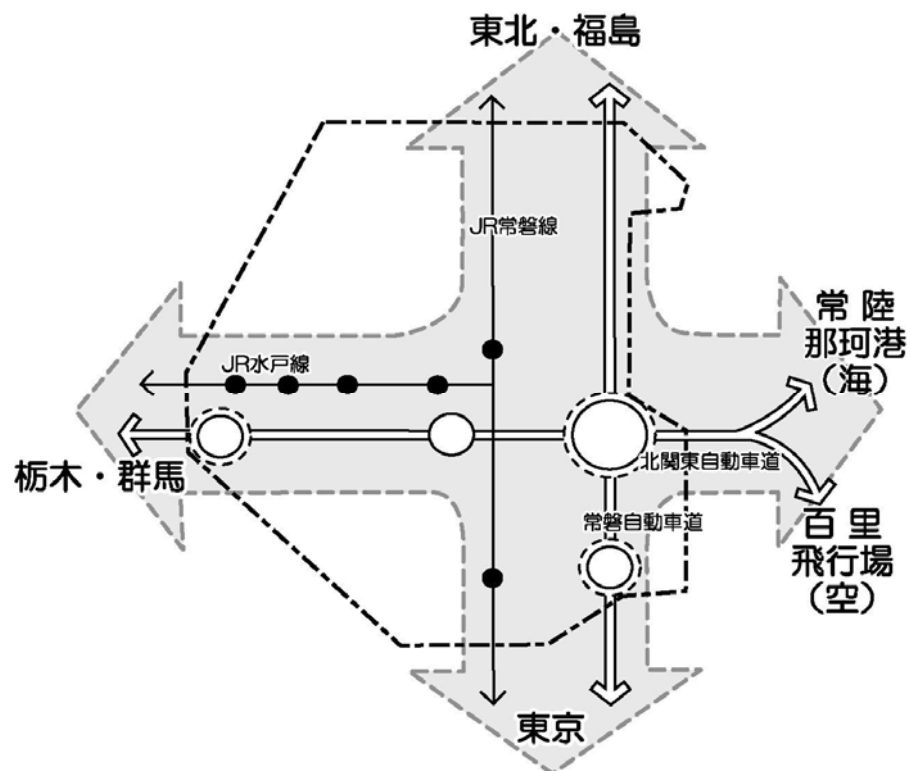


凡 例			
	河 川		緑と水の軸
	湖 沼		「街」ゾーン
	山 地		「里」ゾーン
	ビオトープ		「森」ゾーン

② 広域交流を適切に受け止める都市構造をつくる

- ・北関東自動車道とそのインターチェンジの建設とあわせて、パーキングエリアをはじめとする広域的な交流拠点の整備を進め、東京ー東北・福島方面と常陸那珂港・百里飛行場ー栃木・群馬方面といった「陸」「海」「空」からの広域的な交流を受け止め、創造する都市構造を形成します。

◆広域交流を受け止める都市構造



③ 生活圏に応じた地区構造と都市の一体性を高める構造をつくる

- ・広域交流の効果を適切に地域に波及させていくために、インターチェンジ等へのアクセス道路の整備や、駅周辺の整備をはじめとした街の構造づくり、さらに各街や地域、主要な施設を連絡し、都市の一体性を高める構造の形成を進めます。
- ・街なかを中心として、だれもが安心して利用できる公共交通システムの導入や、安全な歩行、自転車利用ができる歩行空間の充実など、人にやさしい交通環境とそのネットワークの形成に努めます。

④ 笠間らしい美しい景観を保全する

- ・「街」と「里」と「森」からなる景観構造を基本として、緑と水のネットワーク構造を充実するとともに、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの地区特性に応じた街並みの整備や里における美しい田園景観の維持・育成を進めます。
- ・国道50号や国道355号における伝統的な工芸の道としての景観づくりなど、その地域の特性に応じて主要な道路の沿道景観を整えるとともに、拠点地区や大規模施設などを中心に笠間らしい景観整備を進めます。

◆骨格的な景観構造の形成

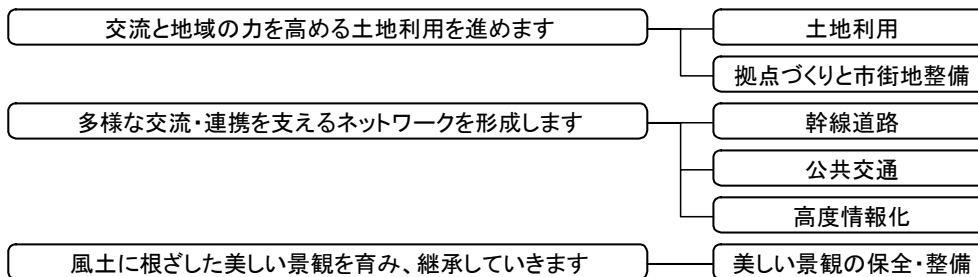


凡		例	
	各拠点や街の緑化、修景化		主要道路の景観の整備
	田園、集落地と森の一体的景観の維持・育成		河川等の水辺を生かした景観の育成
	伝統的な工芸の道の景観の整備		大規模施設と周辺環境・景観との調和

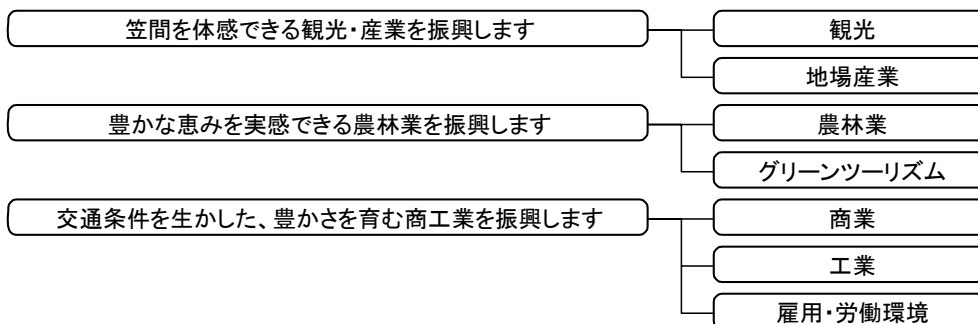
第3章 施策の大綱

将来像を実現していくための施策の大綱を次のように定めます。

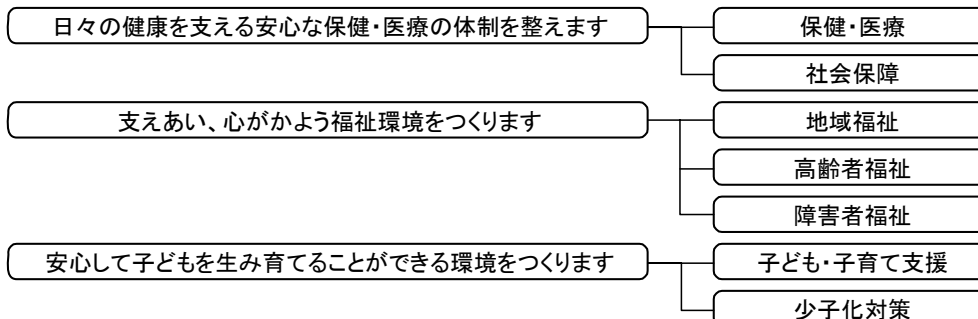
1. 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）



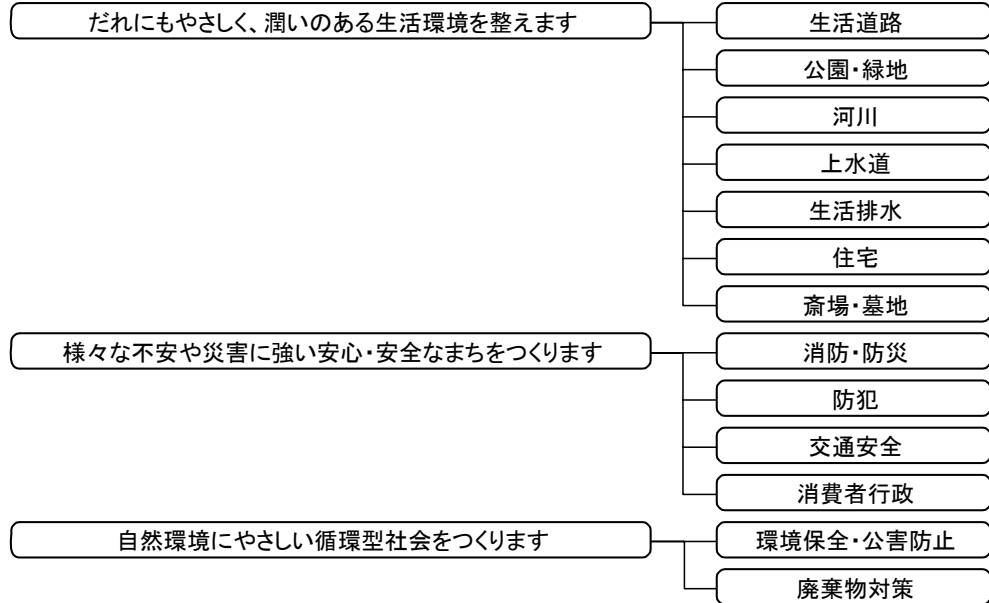
2. 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）



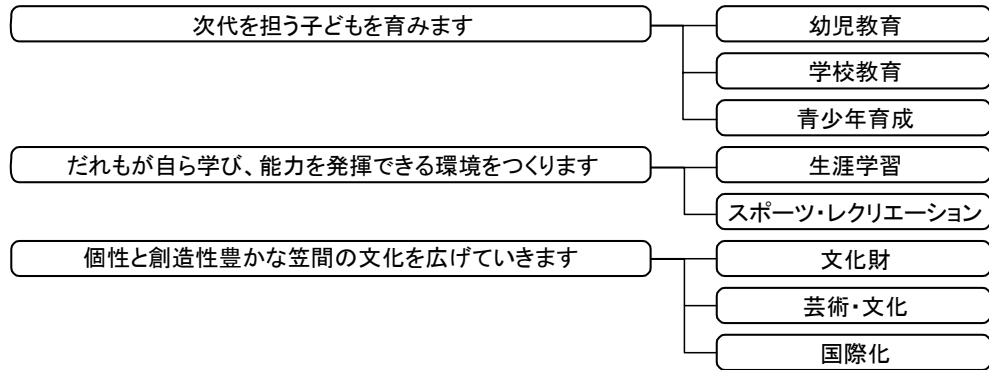
3. 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）



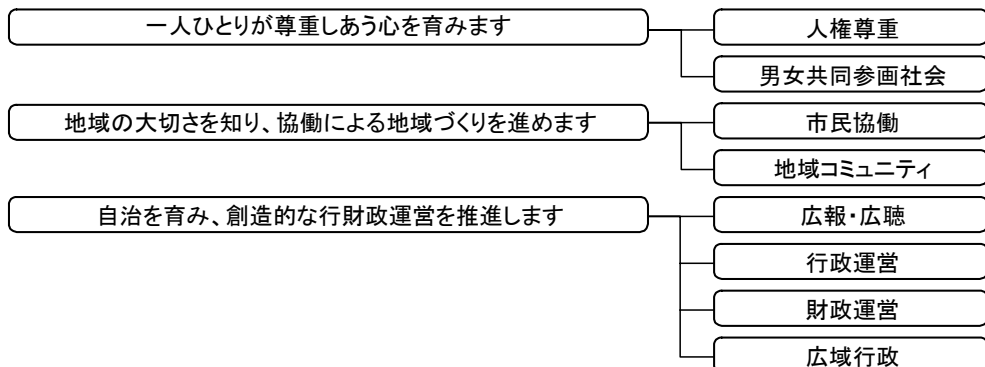
4. 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり (生活環境)



5. 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり (教育・文化)



6. 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり (自治・協働)



1. 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）

恵まれた交通環境と地理的特性を最大限に生かし、
活発な交流を支える美しく機能的な都市空間を形成します。

（1）交流と地域の力を高める土地利用を進めます。

笠間市においては、自然と歴史の中で形づくられた個性ある3つの市街地や豊かで美しい自然・田園からなる空間を背景に、活力と新たな交流の基盤となる高速道路網や拠点開発が着実に進められています。

自然や地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導のもと、住環境や市街地の整備、生活や産業の拠点づくりなど、生き生きとした市民生活や活動の場となり、地域の力を高めていく自然と調和した土地利用を推進します。

①土地利用 ②拠点づくりと市街地整備

（2）多様な交流・連携を支えるネットワークを形成します。

インターチェンジ等へのアクセスや地域間を連絡する幹線道路の整備など骨格となる道路の整備とネットワーク化を計画的に推進するとともに、公共交通など移動性の確保を図ります。

また、高度化するさまざまな情報を有効に活用し、生活の豊かさにつなげていけるよう、情報通信網の整備・充実とともにだれにも利用しやすい環境づくりを推進します。

①幹線道路 ②公共交通 ③高度情報化

（3）風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます。

笠間固有の自然環境や歴史的環境との共生を基本としながら、「街」「里」「森」の環境を育んだ風土を大切に、市民の誇りとなる美しい景観を育み、魅力ある暮らしや交流の基盤として継承していきます。

このため、地区計画制度や景観法の活用などを通して、本市の景観やまちづくりを学び、意識を高めながら、美しい景観の保全と創造に向けた体制づくりを推進します。

①美しい景観の保全・整備

2. 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）

笠間の風土が息づくさまざまな交流を広げ、
市民の豊かな暮らしにつながる活力ある産業の振興を図ります。

（1）笠間を体感できる観光・産業を振興します。

自然や歴史を楽しむ観光地としての整備はもとより、地域でのもてなしの環境づくりや、笠間の産業や文化を共に体験できる機会づくりなど、笠間を体感できる観光・産業づくりに取り組んでいきます。

また、風土が育んだ窯業・石材業など、笠間の生活文化の礎となっている地場産業については、その技術の継承や担い手の育成を図るとともに、歴史・文化や自然環境、豊かな農産物などの地域資源を生かした交流や体験の場を提供する観光資源としての活用などにより、一層の振興を図っていきます。

①観光 ②地場産業

（2）豊かな恵みを実感できる農林業を振興します。

豊かな自然を背景とする本市の農林業の環境を、笠間の魅力として十分に生かしながら、優良農地や森林資源の保全、循環型農業の推進はもとより、生産基盤の整備・充実、新技術の導入、営農組織の育成などによる経営の安定化や担い手の育成に努めます。

また、農産物のブランド化、加工・販売、農業体験の推進など、他の産業との連携を推進するとともに、農村空間や森林空間の学習・レクリエーションの場としての活用、都市と農村の交流の促進、グリーンツーリズムの推進、地産地消や“笠間の食”の提供など、魅力と活力ある“農”の環境づくりに取り組んでいきます。

①農林業 ②グリーンツーリズム

（3）交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します。

広域交通網の整備など恵まれた立地・交通条件を生かし、土地利用構想に基づく適切な規制のもと、笠間駅、友部駅及び岩間駅周辺や幹線道路沿道における商業サービス等の誘導を図るとともに、身近な商店街においては、地域のニーズに応えるサービスの提供や日常の豊かなふれあいを楽しむ場としての商業を振興します。

また、豊かな自然環境との共生を基本としながら、茨城中央工業団地（笠間地区）をはじめとする計画的な工業基盤の整備と適切な企業誘致を推進するとともに、既存企業の連携・高度化を図るなど、新しい時代に即した工業を振興します。

さらに、健全な労働環境の確保に向けた指導の強化、さまざまな立場に立った雇用の安定や就業機会の確保に努めます。

①商業 ②工業 ③雇用・労働環境

3. 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）

支えあう心を大切にし、
だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

（1）日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます。

県立中央病院や市立病院など公的な保健・医療機関が集積する本市の環境を十分に生かし、医療機関との連携や在宅介護・リハビリとの連動など、保健・医療が一体となった地域医療体制の一層の充実を図ります。

また、各地区の保健センターを拠点としながら、介護予防・疾病予防など市民自ら取り組む日々の健康づくり体制を整えていくとともに、社会情勢に適切に対応した社会保障制度の充実を図ります。

①保健・医療 ②社会保障

（2）支えあい、心がかよう福祉環境をつくります。

地域福祉計画をはじめ、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画に基づく施策等を包括的に推進する体制を強化していくとともに、地域におけるさまざまな交流や福祉体験の機会を通してノーマライゼーションの理念や共に支えあう意識を育んでいきます。

また、地域の福祉を支える人材や団体を育成しながら、支援を必要とする人が必要な時に適切な形でサービスなどを受けることができるよう、一人ひとりの立場に立った福祉の在り方をみんなで考え、実践していける福祉社会づくりに取り組んでいきます。

①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉

（3）安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

子どもが健やかに生まれ、人間性豊かに育っていくためには、地域でのきめ細やかな子育て支援や、結婚から子育てする親の相談・支援まで、子どもに関わる包括的な福祉体制の一層の充実を図るとともに、身近なふれあいを通して子どもたちの安全や健やかな成長を見守る地域づくりに取り組んでいきます。

また、急速に進む少子化への対策として、だれもが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進します。

①子ども・子育て支援 ②少子化対策

4. 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）

豊かな自然との共生を基本として、だれもが安全にゆとりをもって暮らせるやさしさに包まれた環境をつくります。

（1）だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます。

快適な暮らしを支えていく身近な道路や上水道・生活排水の整備、潤いある緑の環境づくりなど、だれにもやさしく住みよい生活基盤の整備を、地区それぞれの資源や特性を生かしながら、ユニバーサルデザインの精神を基本として計画的・段階的に推進し、笠間ならではの魅力ある住み良いまちづくりを推進していきます。

- ①生活道路 ②公園・緑地 ③河川 ④上水道
- ⑤生活排水 ⑥住宅 ⑦斎場・墓地

（2）さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります。

安心・安全なまちづくりが住み続ける基本として改めて強く求められていることにこたえるため、消防・防災をはじめとして防犯、交通安全、消費者行政に至るまで、さまざまな安全対策や施設の充実・強化を図り、市民の日常生活の安心・安全の確保に努めていきます。

また、自分たちの地域は自分たちの手で守るという意識を高め、市民自ら協働して地域の安全を守っていく体制を整えていきます。

- ①消防・防災 ②防犯 ③交通安全 ④消費者行政

（3）自然環境にやさしい循環型社会をつくります。

豊かな自然・田園・集落環境、3つの市街地など、笠間固有の基本的な空間構造を大切に、風土に根ざした自然環境にやさしいまちづくりを推進します。

豊かな自然環境の保全はもとより、学校教育や生涯学習など多様な学習・体験の場を通して自然の大切さを学び、さらに情報を発信していく環境を整えながら、環境負荷の少ない循環型社会をみんなで築きあげていきます。

- ①環境保全・公害防止 ②廃棄物対策

5. 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）

歴史や文化を育んできた風土を大切にし、
次代を担う人づくりを進め、創造・発信する豊かな文化を育みます。

（1）次代を担う子どもを育みます。

少子高齢化や情報化、国際化などが急速に進展する中で、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。変化の激しい社会を主体的に生きる子どもたちを育成するため、学力を一層向上させ、豊かな心を育むとともに、それを支える健康な体づくりに取り組む必要があります。

そのためには、学校教育の充実はもとより学習環境を支える施設の改善充実を進め、家庭や地域の教育力を高めながら、開かれた学校として、地域とともに、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいきます。

①幼児教育 ②学校教育 ③青少年育成

（2）だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります。

市民一人ひとりが豊かな生き方を実現するため、自ら学び、行動する意欲を大切にし、公民館や図書館、体育施設などを柔軟に活用し、市民自らが企画・運営する体制を整えながら、地域に根ざした環境、文化、福祉などのあらゆる分野にわたる学習機会の充実と積極的な参加を促すなど、さまざまな学びの環境や拠点づくり、その成果の発表の場づくりに努めていきます。また、こうした取り組みを通して笠間を愛し自治を担う人づくりを進めていきます。

さらに、だれもがライフスタイルや能力に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、身近な体育施設等の整備・充実や「総合型地域スポーツクラブ」の設立など、市民主体の生涯スポーツの推進体制を整えていきます。

①生涯学習 ②スポーツ・レクリエーション

（3）個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます。

先人から脈々と受け継いできた郷土芸能や祭りなどの地域の文化を継承するとともに、笠間焼や石材、音楽など多彩な伝統文化や芸術活動が展開されています。また、身近な自然や歴史を学ぶ市民活動も活発に展開されています。

このような伝統を生かし、市民をはじめ多くの人々が笠間の文化に親しめる環境整備を進めていくとともに、市民や各団体による文化芸術活動を積極的に支援し、新たな文化として国内外へ広く情報発信していく環境づくりを推進していきます。

また、市民の国際交流活動の支援と国際理解の促進を図り、多様な価値観に基づく豊かな地域社会づくりを推進します。

①文化財 ②芸術・文化 ③国際化

6. 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）

一人ひとりを大切にし、
市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践します。

（1）一人ひとりが尊重しあう心を育みます。

市民一人ひとりが尊重され、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なくさまざまな分野において自らの意志で社会参画し、個性や能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが、自立的なまちづくりの基本となります。

学校教育や生涯学習をはじめさまざまな機会を通して、人権の尊重や男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに、職場や地域活動、行政活動などにだれもが積極的に参画できる社会の実現を目指します。

①人権尊重 ②男女共同参画社会

（2）地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます。

自立的なまちづくり・地域づくりは、市民の主体的な参画と創意・努力、協力・協調によってはじめて実現できるものであるため、市民と行政がお互いの役割を理解し、協力しあいながら、まちづくりに参画できる体制やそのルールづくりを推進していきます。

また、身近な地域を学び、知り、地域の大切さを共有しながら、地域のことは地域で考え、実行する自覚と責任感を育てていくとともに、元気な自治活動の母体となる地域コミュニティを育成していきます。

①市民協働 ②地域コミュニティ

（3）自治を育み、創造的な行財政運営を推進します。

厳しい社会経済情勢の中で、高度化・多様化する市民ニーズや行政課題に適切に対応していくために、積極的な情報公開と充実した広報・広聴活動のもと、市民ニーズの把握と情報の共有化に努めていきます。

また、地域の自治を基本とした協働のまちづくりを先導していく行政の体制を整えながら、行政改革の徹底と適切な進行管理のもと、地方分権時代にふさわしい行財政運営の確立を図っていきます。

さらに、市民の生活圏・交流圏の拡大に伴って多様化する広域的なニーズに対応していくため、広域行政を効果的に推進していきます。

①広報・広聴 ②行政運営 ③財政運営 ④広域行政

■ 補足資料

■ 用語の説明

用 語	概 要
毎年ローリング	計画の見直し修正を毎年定期的に行なっていくこと。
スマートインターチェンジ	既設のパーキングエリアやサービスエリアに設置するETC (Electronic Toll Collection System-無線通信利用の通行料金支払い方法) 専用のインターチェンジのこと。
笠間クラインガルテン	2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とした滞在型の農業体験施設。
交流・二地域居住	都市住民が、多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、定期的・反復的に農山漁村等の同一地域に滞在すること。
ライフスタイル	暮らしの仕方、生活様式のこと。
市政モニター	市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題などに関して、市が民意を汲み取るために行なうアンケートや意見提出などの調査に協力する人のこと。
グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
地域コミュニティ	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
グローバル化	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて、地球規模で拡大すること。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民の主体的な運営のもと、だれもが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。